

本人以外の申請は委任状を

印鑑は、不動産の登記、金銭の貸借など私たちの日常生活に幅広く使われますが、「実印」として使用するには登録が必要です。本人と代理人では手続きが異なりますのでご注意ください。

本人が申請する場合
 【その場で登録できる場合】
 運転免許証・パスポートなど官公署が発行した許可証や身分証明書写真と公印のあるもので有効期限内のものまたは、成田市に印鑑登録している人の「保証書」を持って市民課へ。

本人が申請する場合

【その場で登録できない場合】

本人を証明できるものがない場合は、本人確認をするため、照会書「を自宅に郵送します。照会書の「回答書」欄に必要事項を記入して登録する印鑑を押し、市民課へ。
 代理人が申請する場合
 代理人が申請する場合、その場では登録できません。登録する本人が代理人に印鑑登録の申請を依頼したことを証明する「委任状」が必要です。本人の意思を確認するため、照会書「を自宅に郵送します。照会書を受け取ったら、「回答書」欄に必要事項を記入して登録する印鑑を押し、市民課に持参してください。
 なお、回答書を本人が持参できない場合、委任状が必要です。

保証書の書き方

保証書

印鑑登録を受けようとする者

住所

氏名

生年月日

申請者は、印鑑登録を受けようとする者であることを保証します。
 (保証人)登録番号

住所
氏名

登録印

用紙は便せんなどで構いませんが、印鑑ははつきりと押し、署名は手書きでお願いします。

なお、回答書を本人が持参できない場合、委任状が必要です。

印鑑登録証(カード)を無くしたら

本人が申請する場合

本人が登録印鑑を持って、市民課で印鑑登録証「失届」をしてください。

代理人が申請する場合

登録者の印鑑と委任状が必要になります。また、申請書には登録者の住所、氏名、生年月日を記入しますので、代理人にお知らせください。なお、代理人の印鑑も必要になります。

登録印鑑を無くしたら

登録者本人が印鑑登録証を添えて、市民課で印鑑登録廃止申請の手続きをしてください。病氣などで来庁が非常に困難な場合は「相談ください」。

なお、再度印鑑登録する場合は新規登録と同じ方法です。

登録できない印鑑

次のような印鑑は登録できません。登録手続きの前に確認してください。

○住民基本台帳・外国人登録原簿に記載されている氏名や氏・名を表していないもの

○印影の大きさが、1辺8ミリメートルの正方形より小さいもの

1辺25ミリメートルの正方形より大きいもの

○氏名以外の事項(職業など)や模様が入っているもの

○変形しやすい材質のもの(ゴム印など)

○印影がはつきりしないもの

印鑑登録は、市役所1階の市民課で申請してください。赤坂と遠山の分室では登録できません。「印鑑登録証明書」はそれぞれの分室でも取ることができません。くわしくは市民課 ☎ 201525へ。

1月10日は「110番の日」

「緊急時 あわてずあせらず 110番」

110番は、警察に連絡するための緊急電話です。

事件、事故に遭ったときや見たときは、ためらわずに110番してください。

また警察では、特に重大な犯罪を行って逃走中の指名手配被疑者をリストアップし、全国の警察の総力を挙げて追跡捜査を行います。



指名手配被疑者に似た人を見かけたなど、どんな小さな情報でも結構ですので、積極的に通報するようにお願いします。

○「事件かな」と思ったらず110番を

○犯罪について知っていることは積極的に通報を

○聞き込み捜査にご協力を

○被害に遭ったときは必ず届け出を
 なお、オウム真理教特別手配についての情報は ☎ 0120 006024へお寄せください。

110番が早ければ早いほど犯人を捕まえる確率が高くなります。

110番センターでは、通報を聞きながら同時にパトカーや交番の警察官に無線で指令しますので、落ち着いてお話しください。

くわしくは成田警察署 ☎ 270110へ。

20歳がスタート 国民年金

ことし、成人を迎えた皆さん、国民年金の手続きはもう済んでいますか。

日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人は、国民年金に加入します。

国民年金は国が責任をもって運営する公的年金制度で、社会全体で助け合うことを目的としています。老後はもちろん、病気や事故などで障がいが残ったときや死亡といった万一のときに支えになる

のが年金です。

国民年金の保険料は月額1万3,300円(平成16年度)です。納付には毎月指定の口座から保険料が自動的に払い込める口座振替や、一度に前払いすることによって割引のある前納が便利です。

また、収入がなく、保険料を納められないときには免除制度が、学生(夜間部・定時制・通信制課程も含む)には学生納付特例制度があります。いずれも一定の基準があ

りますので、保険年金課にご相談ください。国民年金への加入および免除などの手続きは市役所1階の保険年金課で行っています。

くわしくは保険年金課 ☎ 201526へ。

家庭裁判所

少年非行を繰り返さないために

非行にあった少年が再び非行に走ることのないようにするためには、個々の少年の抱える問題に応じた適切な措置をとることが必要です。

家庭裁判所では、非行のあった少年に対し、保護観察や少年院送致などの保護処分や刑事処分とするための検察官送致の決定をしていますが、保護処分などに至らない少年に対しても、非行について反省させ、非行を繰り返すことのないように、さまざまな方法で教育的な措置をとっています。裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/> で活動を紹介していますので、ご覧ください。

くわしくは千葉家庭裁判所千葉市中央区 ☎ 0432220165へ。

平成17年度 成田市少人数学習推進教員と健康推進教員を募集

『国際空港都市 NARITA』であなたも教員として働いてみませんか

市教育委員会では、子どもたちの個性を生かしたきめ細かな教育を進めるため、平成17年度に市内の小中学校で勤務する意欲あふれる教員を募集します。

応募資格

○少人数学習推進教員 = 小学校教員資格または中学校教員資格(英語・数学・理科のいずれかの免許を有する人)

○健康推進教員 = 養護教諭の資格を有する人

* 免許はそれぞれ平成17年3月までに取得見込みも含む

募集人数 = 少人数学習推進教員...42人、健康推進教員...8人

採用期間 = 平成17年4月1日～18年3月31日の平日213日

勤務時間 = 1日7時間30分

仕事内容

○少人数学習推進教員 = 学習指導・生活指導など

○健康推進教員 = 保健室運営・教育相談の補助など

勤務場所 = 成田市立小・中学校

賃金 = 時給1,250円

待遇 = 市の規程により有給休暇、期末手当・交通費(限度有り) 社会保険制度有り

応募方法 = 写真を張った履歴書、教員免許状の写しまたは免許状取得見込み証明書、作文(400字詰め原稿用紙2枚程度)を1月14日(金)必着までに直接または郵送で、学務課(市役所5階・〒286-8585 花崎町760)へ。

作文テーマ = 少人数学習推進教員...「今、教師に求められること」、健康推進教員...「今、養護教諭に求められること」

選考方法 = 1次は書類選考(合格者には郵送で連絡)、2次は面接(1月下旬)

くわしくは学務課 ☎ 20-1581へ。



少人数学習できめ細かな教育を

市長室から お答えします

図書館の利用について

Q 私は日中仕事をしているため、なかなか図書館を利用することができません。日中あるいは土日に働いている市民のためにも開館時間の延長と月曜開館を。また、希望の本がなかなか見つかりません。蔵書の数も増やしてください。

A 図書館の開館時間につきましては、日中お仕事をされている方々にもご利用いただけるよう火～金曜日までを午前9時30分から午後7時としております。

開館日につきましては、利用者が多い土・日曜日を原則として開館し、月曜日につきましては皆様に安心して快適にご利用いただけるよう館内清掃や施設・設備の保守点検のため休館とさせていただいており、現在のサービスの質を維持しつつ実施することは困難です。今後のご利用者のご意見を参考に図書館サービスの充実を図っていく上で検討してまいりたいと存じます。

蔵書につきましては、図書室に配架されたもの以外にも書庫内に多く所蔵しております。ご希望の本が見つからないときは「本の相談コーナー」をご利用いただくか、司書にお気軽にお尋ねください。また、お探しの本が当館で所蔵されていない場合には、リクエストをいただければ、他の図書館からの取り寄せや、新たに購入することも可能です。

今後も、出来る限りご要望に添った図書をお届けできるようサービスの充実に向けてまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

くわしくは市民支援課市民相談室 ☎20-1507)または市立図書館 ☎27-4646)へ。

消費生活 相談 Q&A

未成年者による 契約の取り消し



Q 19歳の娘(大学生)がエステサービス付きの化粧品セット40万円の購入契約を結びました。親はこの契約に同意していません。未成年者取り消しができると聞きましたがどうすればよいですか。

A 20歳未満の未成年者が契約をする場合には、原則として親権者(通常は両親)の同意が必要です。もし、未成年者が親権者の同意を得ずに契約をした場合、未成年者本人または親権者がその契約を取り消すことができるとされています。契約が取り消されると、その契約は無効であったこととなります。支払い義務もなくなり、既払い金があれば返金を請求できます。商品を受け取ってあれば返還する義務がありますが、既に商品を使用・消費していた場合は現存しているものを返せばよいとされています。

未成年者取り消しの手続きは、未成年者本人または親権者が業者に取り消しの意思表示を記した「未成年者取り消し通知」を内容証明郵便にて出します。ただし、次の場合は取り消すことはできません。

小遣いの範囲内で行った契約 営業を許された未成年者の営業に関する契約 結婚した未成年者の契約 未成年者自ら、「成年である」「親の同意を得ている」などと偽った場合 成人に達した後その契約を追認(商品を受け取ったり代金の一部を支払った場合など)した場合

未成年者契約は未成年者取り消しができるからと安易に考えず、社会的な責任や契約の意味をしっかりと考えて慎重に判断する事が大切です。

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

消防・防災・防犯 暮らしの安全 知っ得情報 自主防災組織の設立



10年前の阪神淡路大震災後、各種ボランティア活動や住民の自発的な防災活動の重要性が広く認識されました。また、昨年新潟県中越地震など大規模災害が起きたときは、消防機関の到着に時間が掛かったり到着できなかったりする場合があります。いつ発生するか分からない災害に備え、自分たちの安全は自分たちで守る自主防災組織を作りませんか。

自主防災組織とは、災害が発生したときに地域の人々が協力して命・財産・わが家・わがまちを守るための組織で、区・町内会・自治会などの単位で自発的に結成された組織です。

自主防災組織の設立に当たっては

50万円以内で防災資機材の貸与が受けられます。防災資機材は、区・自治会・町内会などで検討していただき、必要なものを市で購入します。また、毎年その活動に対し助成金が交付されます。事前打ち合わせには必要に応じ防災対策課職員が伺いますし、設立後の訓練活動の指導や防災講習会なども行っていますので、遠慮なく防災対策課にご相談ください。まだ設立されていない地区の皆さん、ぜひ自主防災組織の設立をお勧めいたします。

くわしくは防災対策課(☎20-1523)へ。

心の健康、応援します 困りごと・悩みごと相談室

一人で悩んでいないで相談してみませんか？

毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したいと思っていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要望に応え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されます。この機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみたいはいかがでしょうか。



相 談 日

相 談 名	期 日	時 間	場 所	問い合わせ先
市民相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 相談日が国民の祝日と重なる場合はお問い合わせください。
市民生活相談 家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	
法律相談 予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日 (5日を除く)	13:00～16:00	〃	
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	25日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	
不動産相談	18日(火)	10:00～12:00	〃	
税務相談	18日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	
外国人相談(英語・中国語・ スペイン語・ポルトガル語)	13日(木)・27日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	
市民よろず相談	15日(土)	9:30～16:00	中央公民館	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
女性就業 内職 相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階 女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階 高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
住宅相談 予約制) (新築・増改築に関する相談)	13日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所☎22-2101 11日(火)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト (商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター (市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	6日(木)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	6日(木)・20日(木)	9:00～12:00	〃	〃
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	24日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	11日(火)	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談 予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談 予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター☎20-6336
教育相談 不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室☎28-3234